福島、
その先の環境へ。

資料２

環境モニタリング調査結果（概要）

令和８年10月

環境省福島環境局

環境モニタリング結果の概要

埋立処分に伴う処分場及びその周辺への環境影響を把握するため、環境モニタリングを実施しました。主な測定結果の概要については以下のとおりです。

放射能濃度	
空間線量率	前回の報告以降も過去の変動範囲内で特段の異常はありません。
大気中放射能濃度	前回の報告以降も過去の変動範囲内で特段の異常はありません。
水中放射能濃度(地下水※、浸出水、放流水、防災調節池放出水)	前回の報告以降も過去の変動範囲内で特段の異常はありません。
環境測定項目（地下水※）	
地下水水質	令和８年４月から地下水（C-1,C-9,C-10）及び地下水集水管（東・西）を環境モニタリング実施地点としています。 令和８年３月まで環境モニタリング実施地点としていた地下水（C-2）を除き、環境基準を超過する項目はありません。
環境測定項目（浸出水、放流水、防災調節池放出水、河川水）	
浸出水水質	概ね過去の値の変動範囲内でした。
放流水水質	排水基準を超過する項目はありません。
防災調節池放出水水質	排水基準を超過する項目はありません。
河川水水質	環境基準を超過する項目はありません。

※地下水下流（C-2）については、これまで有識者からは自然由来の影響を排除できないという御意見を伺っており、このため、埋立処分による周辺環境への影響をより正確に把握するため、令和８年４月から、環境モニタリング地点を地下水集水管（東・西）に変更しました。

環境モニタリングの項目

埋立処分に伴う処分場及びその周辺への環境影響を把握するため、環境モニタリングを実施しました。
前回の報告から新たに実施した、令和8年2月～令和8年7月分の結果を報告いたします。

項目	令和7年					令和8年						
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
空間線量率（定期モニタリング）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
大気中放射能濃度（Cs-134, Cs-137）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
地下水水質	◎	●	●	◎	●	●	◎	●	●	◎	●	●
浸出水水質	◎	●	●	◎	●	●	◎	●	●	◎	●	●
放流水水質	◎	●	●	◎	●	●	◎	●	●	◎	●	●
防災調節池放出水水質	◎			◎			◎			◎		

報告範囲

◎：全項目測定（放射能濃度及び空間線量率を含む）

●：一部項目のみ測定

※ 表中に示す項目の他「河川水水質」、「大気中粉じん（ダイオキシン類）」、「悪臭」及び「騒音振動」のモニタリングを実施しています。

調査地点、結果の概要は次ページ以降参照、その他詳細は参考資料を参照ください。

放射性物質の測定

特定廃棄物の埋め立てによる影響を把握するため、放射性物質に係る環境モニタリングを実施しています。

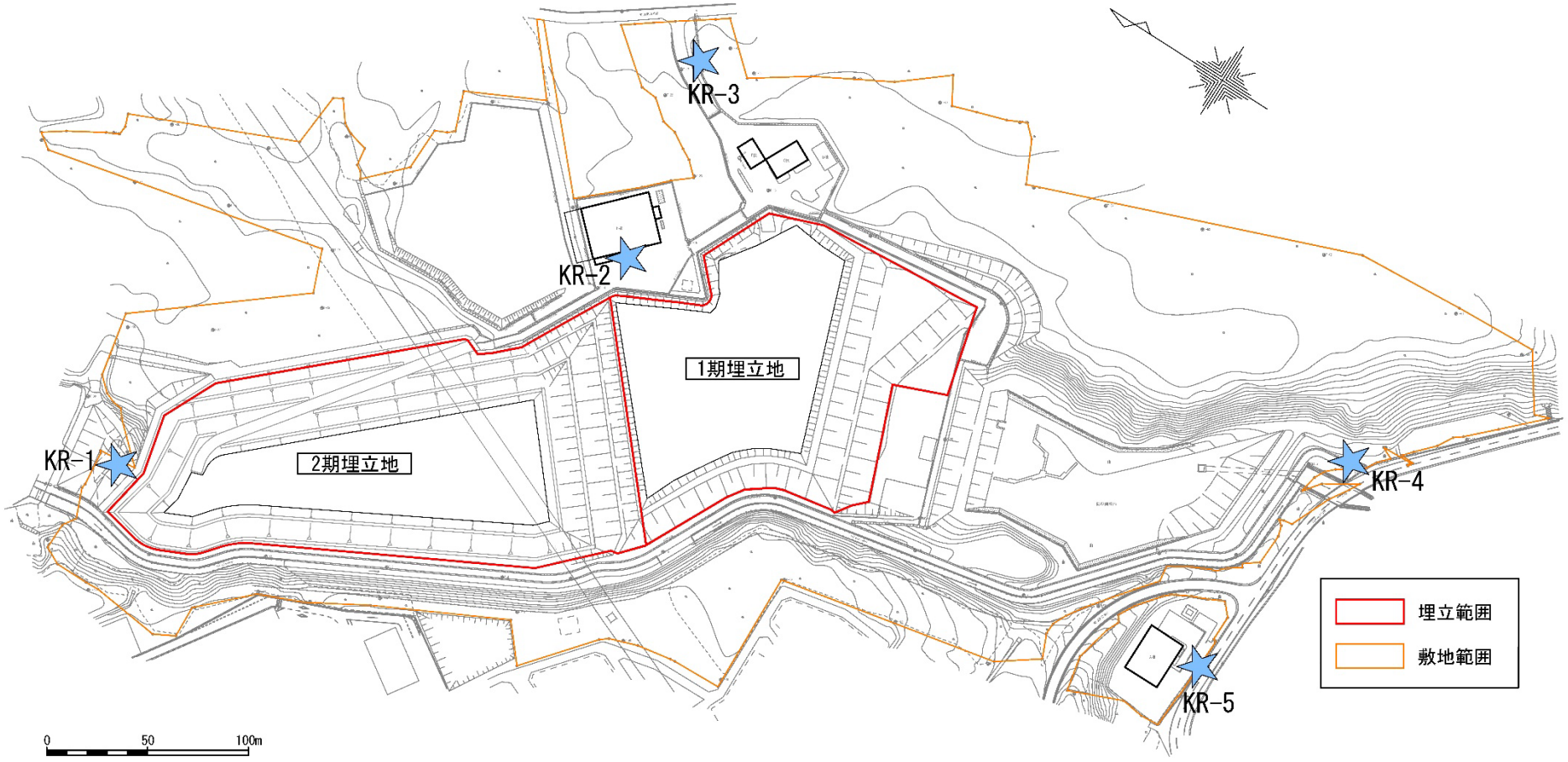
- 【測定対象】

	 **空間線量率**（空間）	 **大気中放射能濃度**（ちり）	 **水中放射能濃度**（水）
連続測定	○	○	ー
定期測定	○	○	○ （浸出水、放流水、地下水(上流・下流)、防災調節池放出水）

- 埋立開始（令和5年6月1日）の半年以上前から継続的に環境モニタリングを実施し、測定値の変化を見ています。
 ⇒測定の結果、**埋立開始前から線量に変化はなく、処分場の影響はありません。**

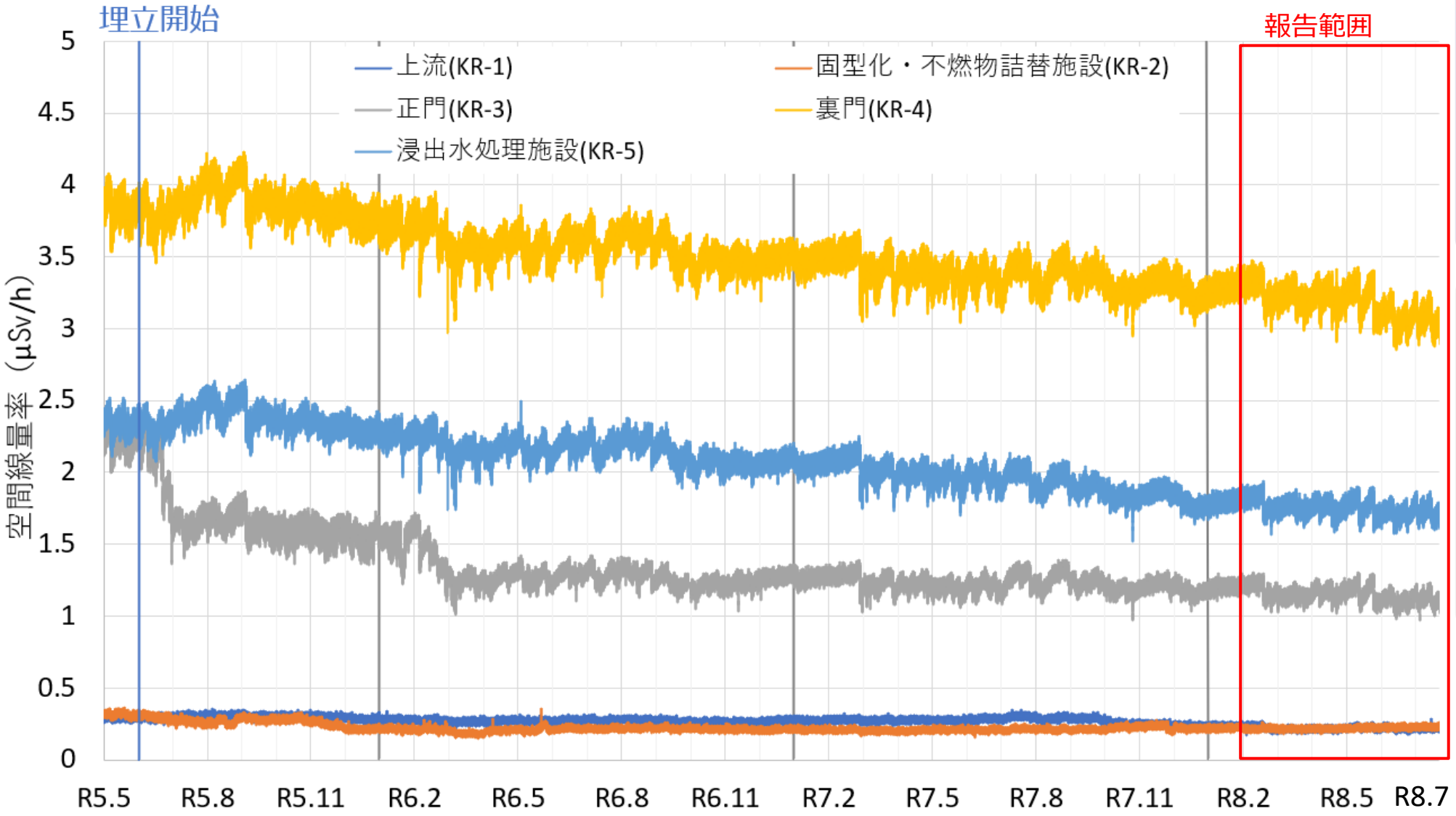
（余白）

空間線量率（連続測定地点）



空間線量率（連続測定結果）

令和５年５月よりモニタリングポスト（５か所）による連続測定を開始しています。
空間線量率について、前回の報告以降も過去の変動範囲内で特段の異常はありません。

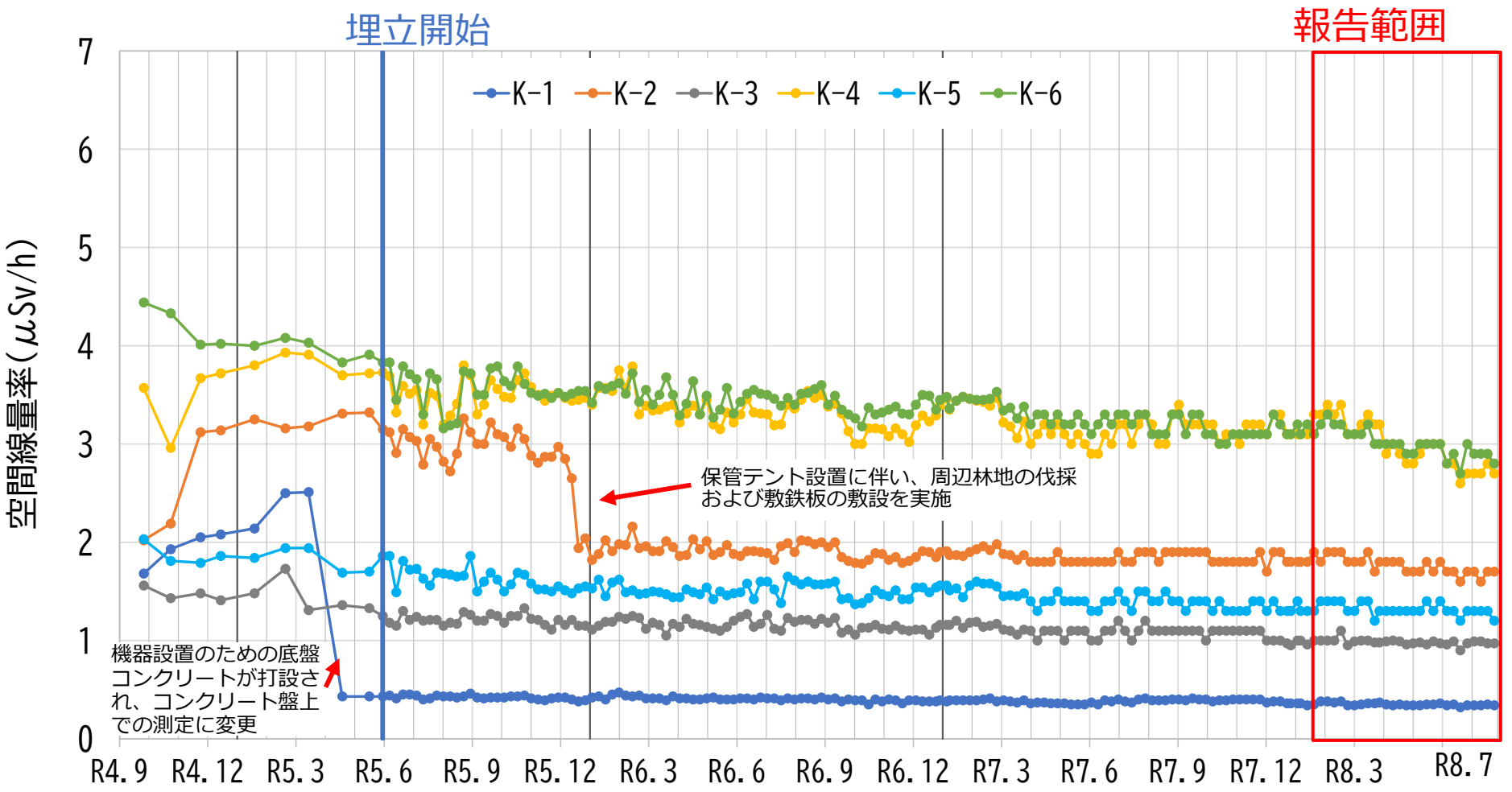


空間線量率（定期測定地点）

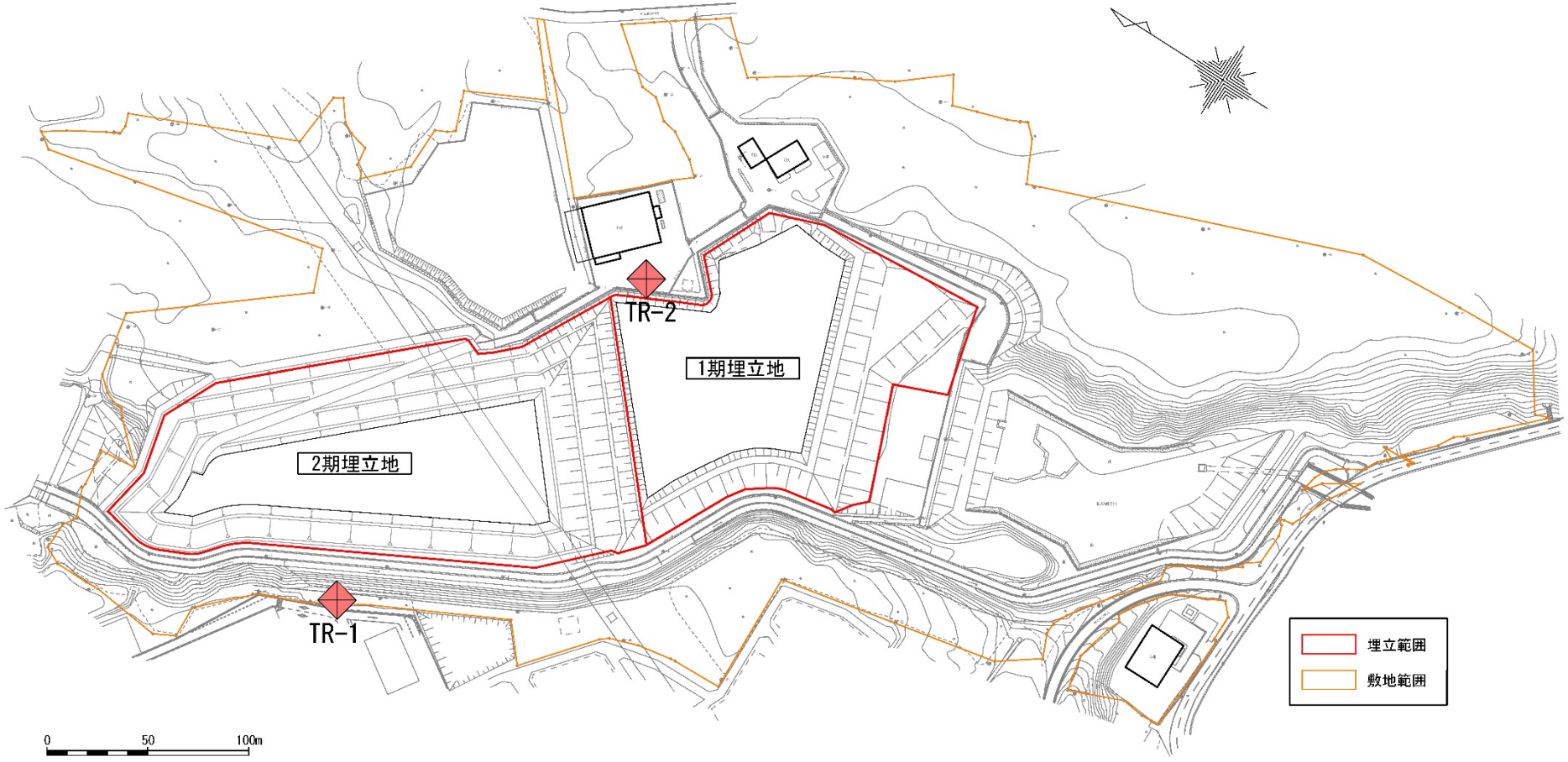


空間線量率（定期測定結果）

敷地境界の空間線量率を6か所で測定しました。
空間線量率について、前回の報告以降も過去の変動範囲内で特段の異常はありません。

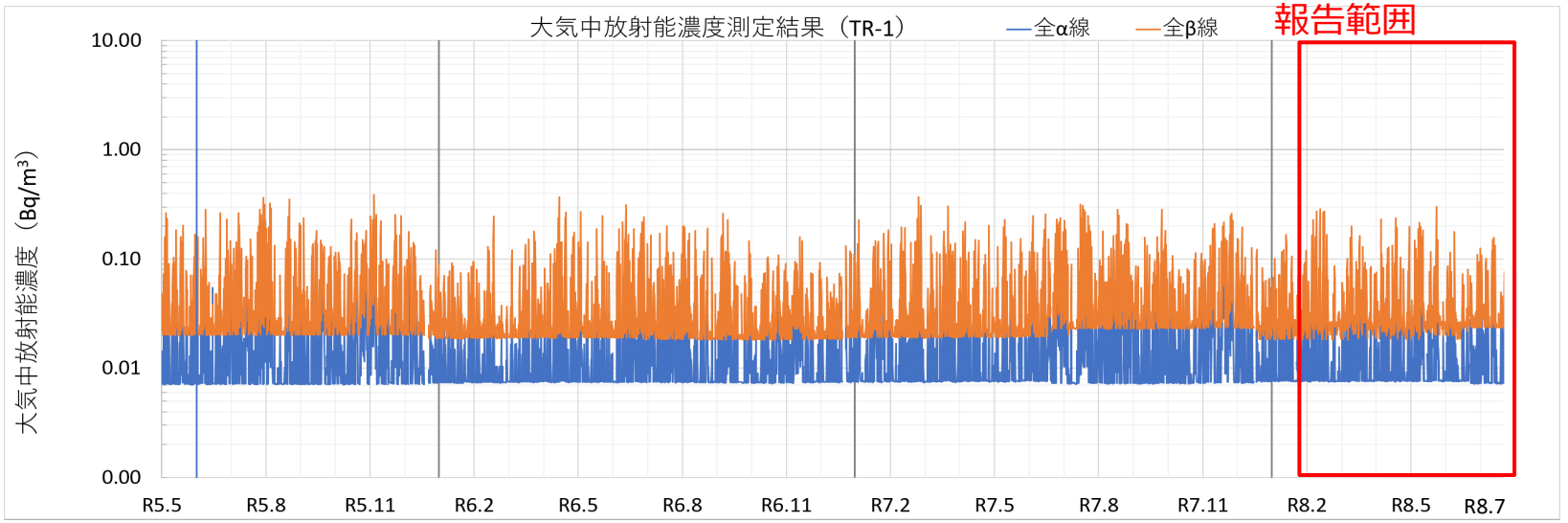


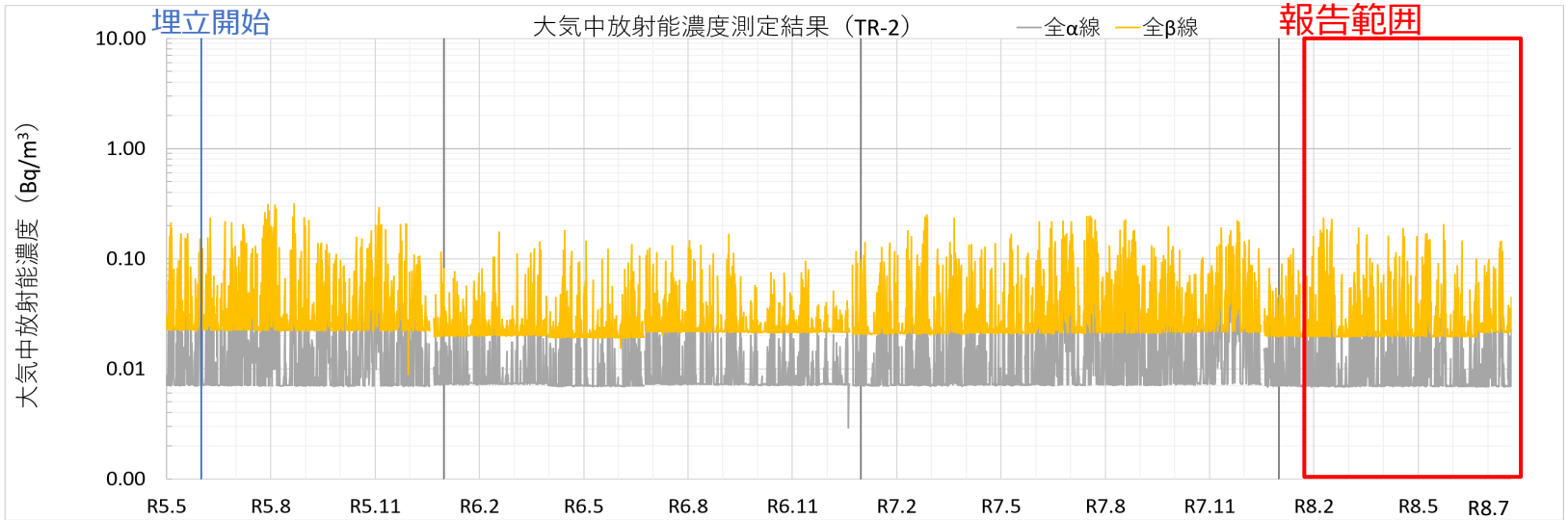
大気中放射能濃度（連続測定地点）



大気中放射能濃度（連続測定結果①）

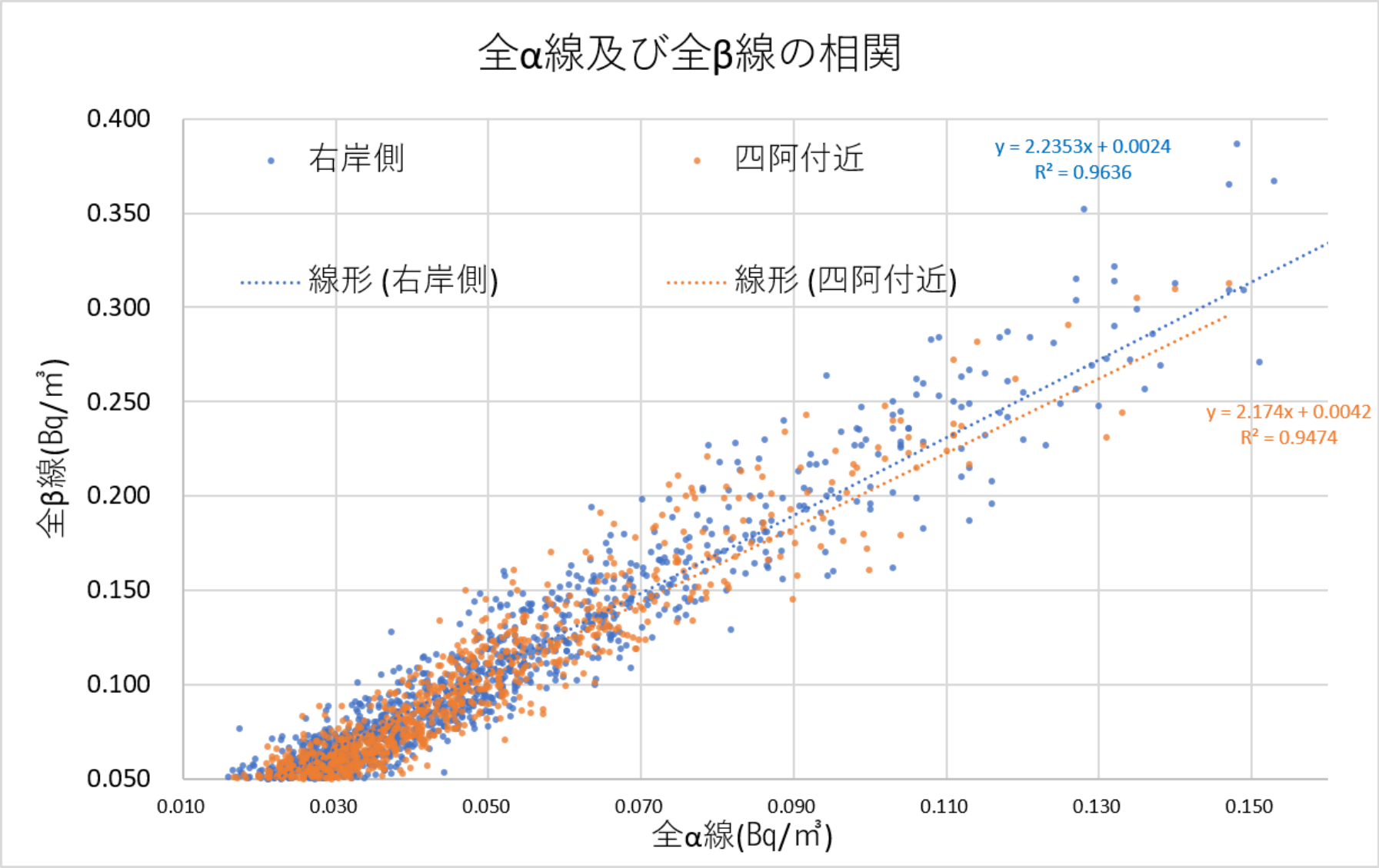
大気中放射能濃度について、前回の報告以降も過去の変動範囲内で特段の異常はありません。





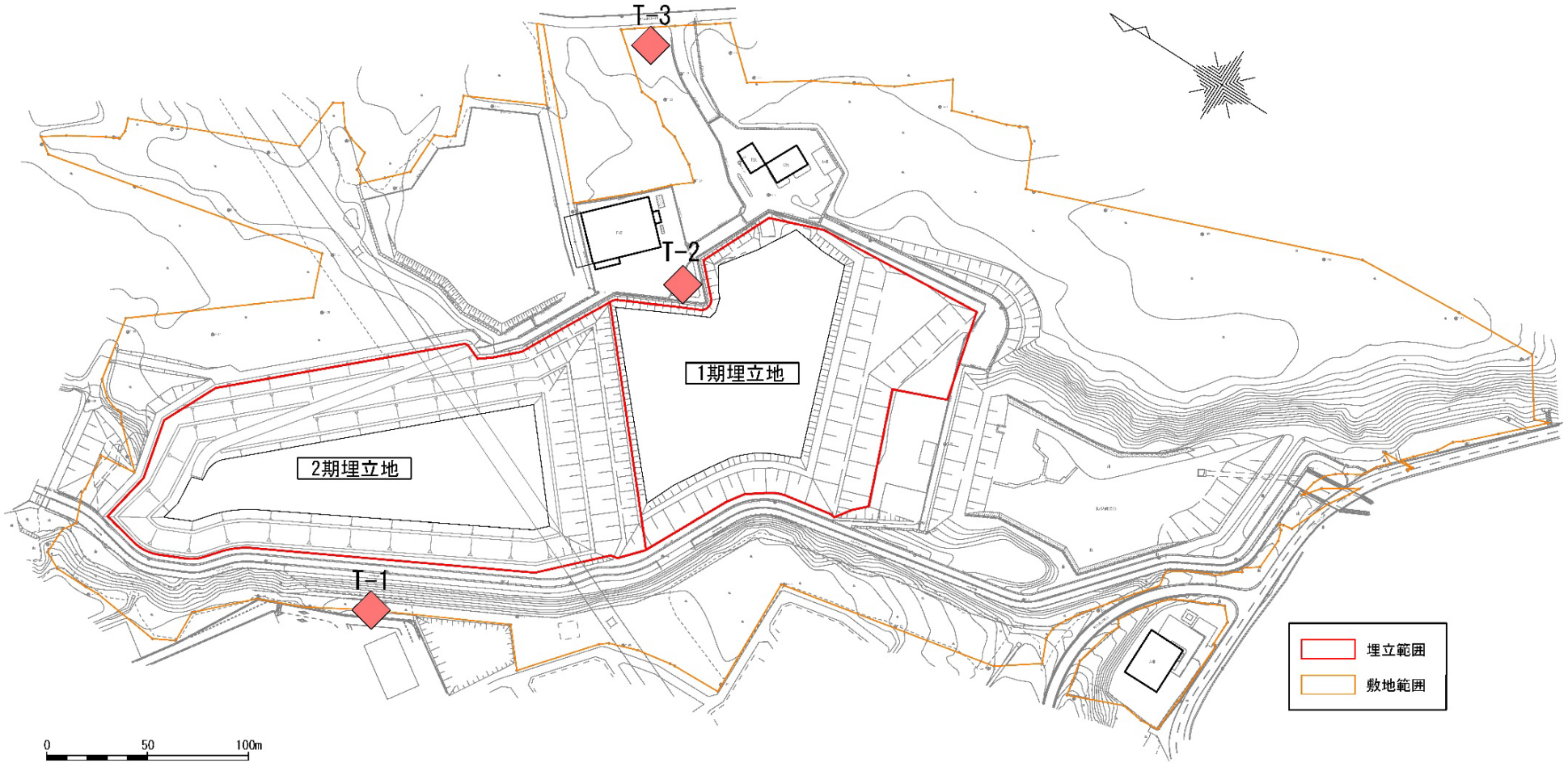
大気中放射能濃度（連続測定結果②）

全α線と全β線が一定の比率で検出されていることから、自然界にもともと存在する放射線の影響と考えられ、Cs-137の影響はほとんど見られません。



（余白）

大気中放射能濃度（定期測定地点）

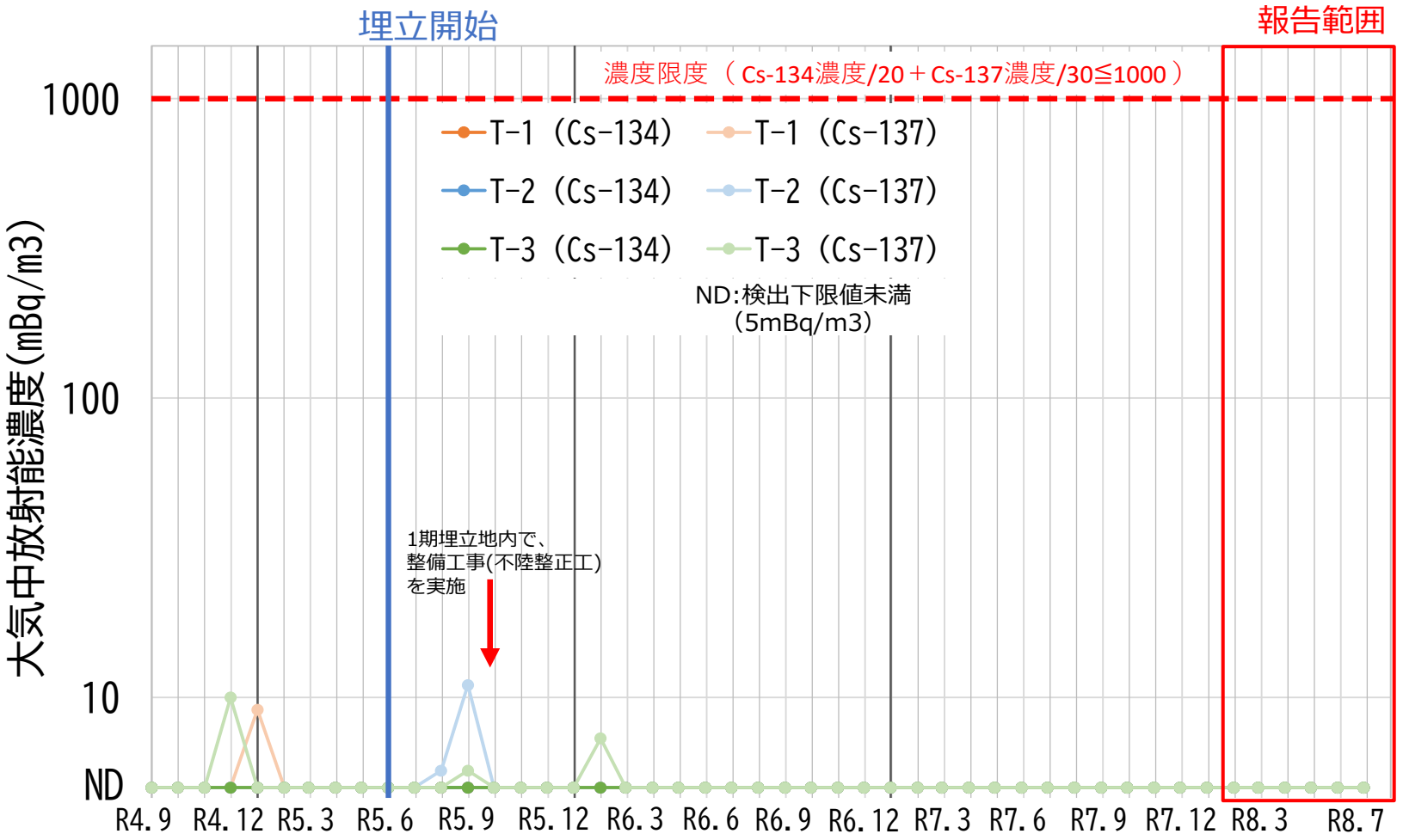


大気中放射能濃度（定期測定結果）

大気中放射能濃度について、前回の報告以降も過去の変動範囲内で特段の異常はありません。

濃度限度：Cs-134濃度/20＋Cs-137濃度/30≦1000（単位:mBq/m3）

※濃度限度は、当該大気を吸い続けた場合に年間1mSvを超えないよう設定。



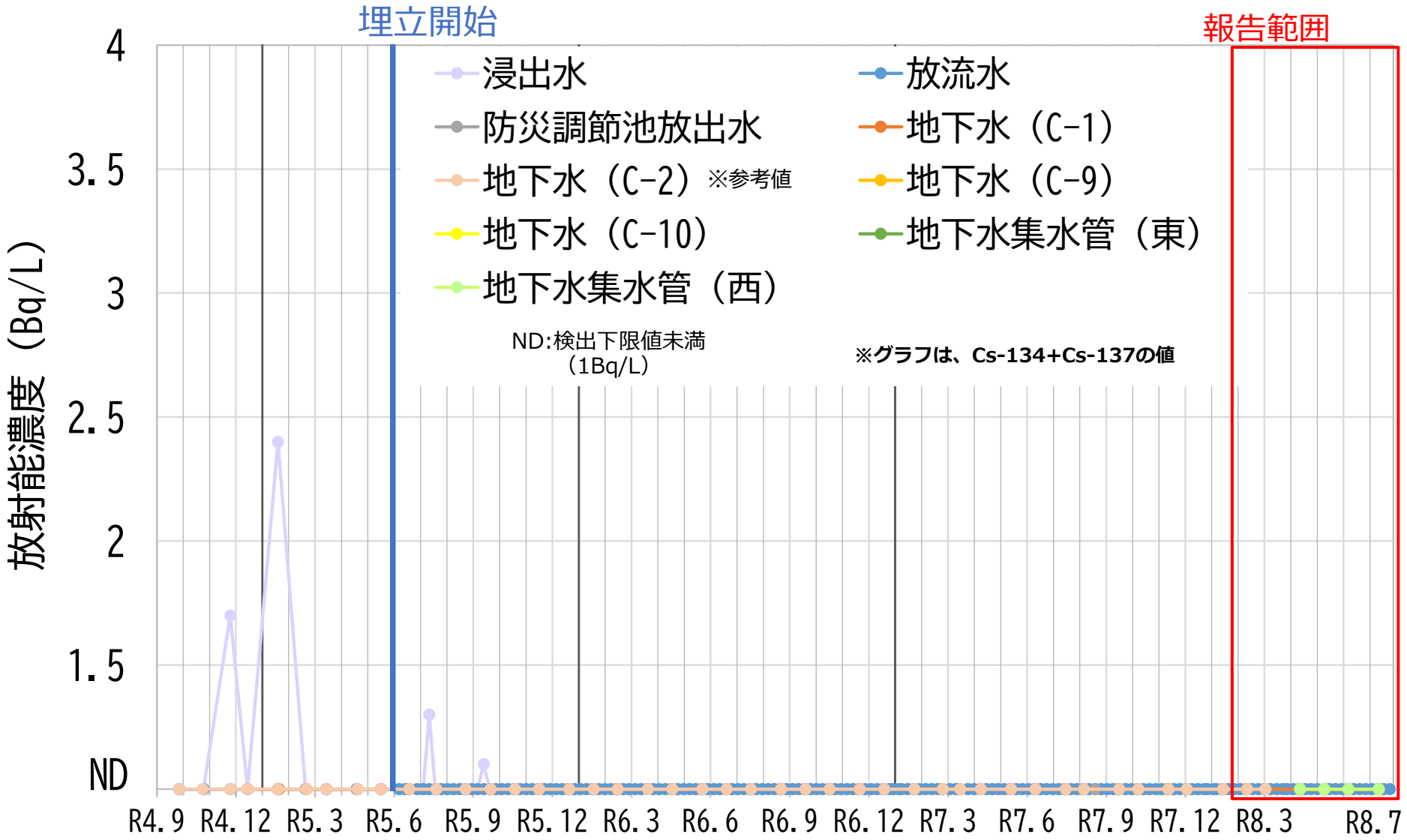
水中放射能濃度（定期測定地点）



※環境モニタリング（地下水）実施地点は、令和８年４月の測定から、C-1、C-9、C-10（上流側）及び地下水集排水管（東・西）（下流側）に変更しています。

水中放射能濃度（定期測定結果）

浸出水、放流水、地下水（上流・下流）、防災調節池放出水の放射能濃度について、前回の報告以降も過去の変動範囲内で特段の異常はありません。



水質の一般項目測定

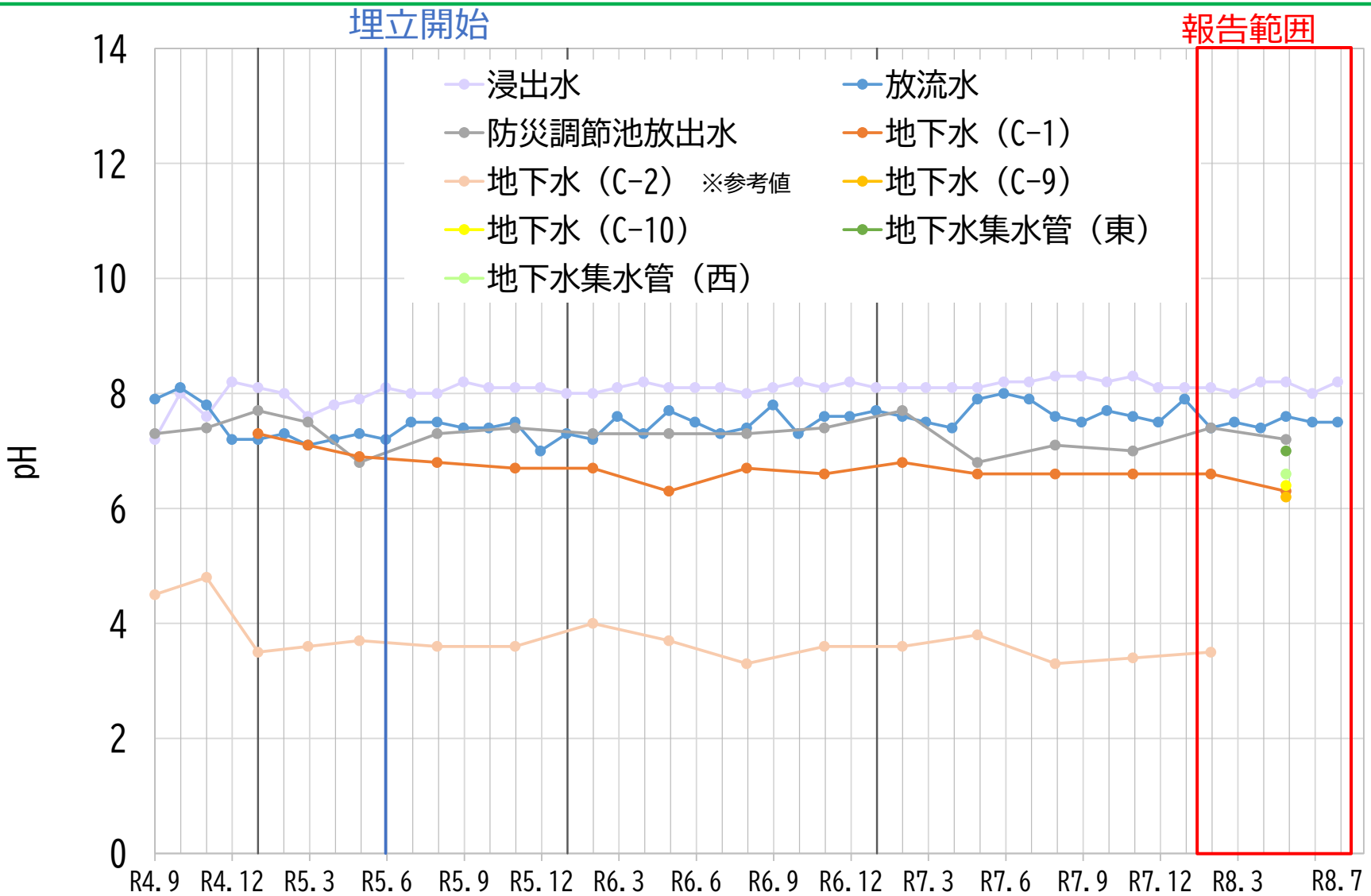
処分場及びその周辺への環境影響を把握するため、放射性物質以外にも様々な項目について環境モニタリングを実施しています。

- 周辺環境への影響の可能性を判断する上で着目すべき項目として、水質中の水素イオン濃度（pH）、電気伝導率（EC）、塩化物イオン、浮遊物質量（SS）、化学的酸素要求量（COD）について取り上げます。

項目	単位	説明
水素イオン濃度（pH）	—	水中の水素イオンの濃度を示す尺度で、酸性、アルカリ性の度合を示しています。酸性又はアルカリ性が強くなると水利用に支障があるほか、水中に生息する生物に影響を及ぼします。
電気伝導率（EC）	mS/m	水の電気の通しやすさを示す尺度です。水に溶けている電解質（イオン）の量を示したもので、水溶性物質による汚濁の指標として用いられています。
塩化物イオン	mg/L	水に溶けている塩化物の量を示したものです。海水や地質に由来するほか、主に人間の活動によって排出されるため、排水の混入や希釈度の指標として用いられています。
浮遊物質量（SS）	mg/L	水に溶けない浮遊物質量のことです。水の濁りの原因となる浮遊物による汚濁の指標として用いられています。
化学的酸素要求量（COD）	mg/L	水中の被酸化性物質を酸化するために消費される酸素の量を示したものです。有機物等による汚濁の指標となります。

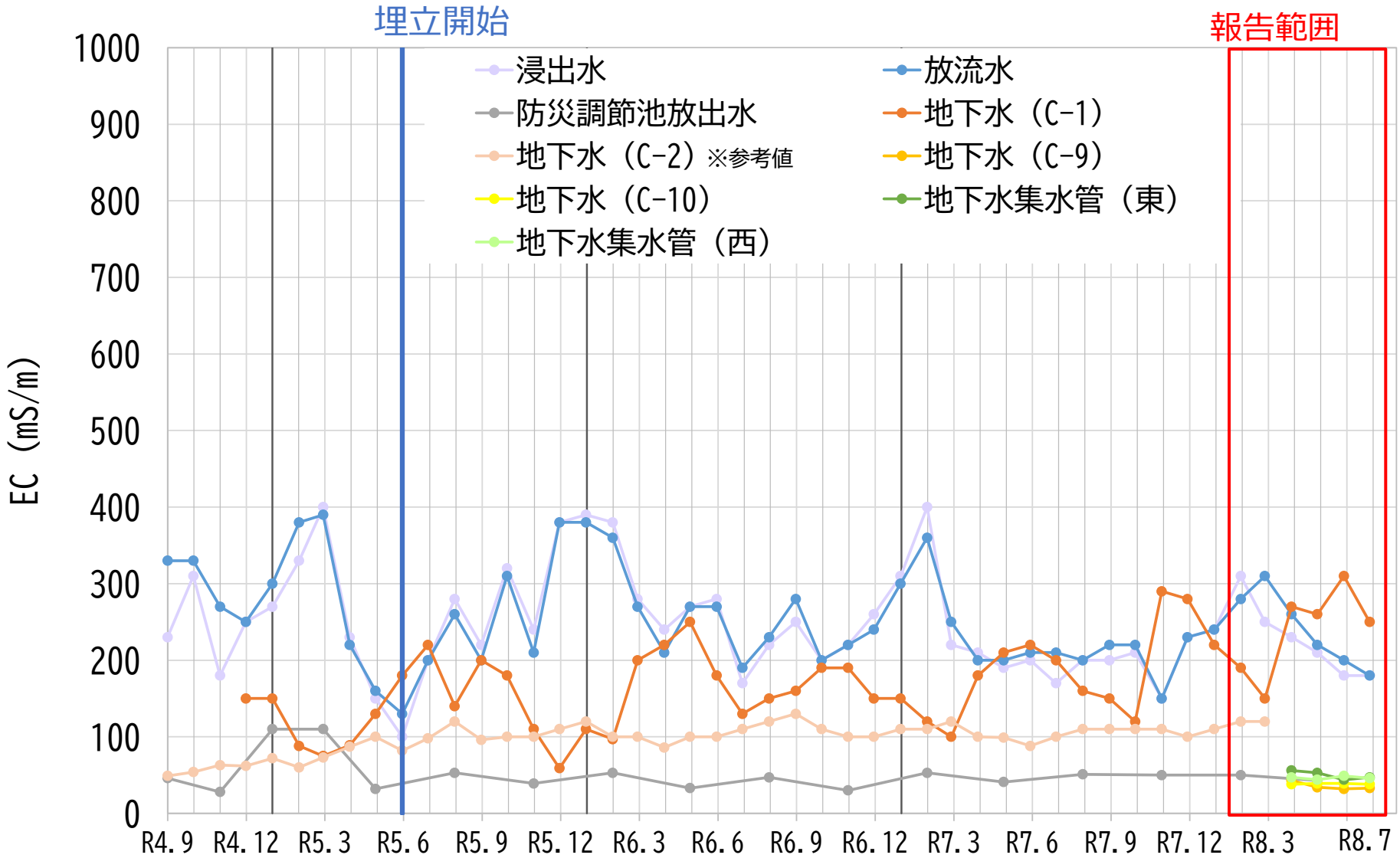
水素イオン濃度の測定結果

水素イオン濃度（pH）の測定結果について、前回の報告以降も過去の変動範囲内で特段の異常はありません。



電気伝導率（測定結果）

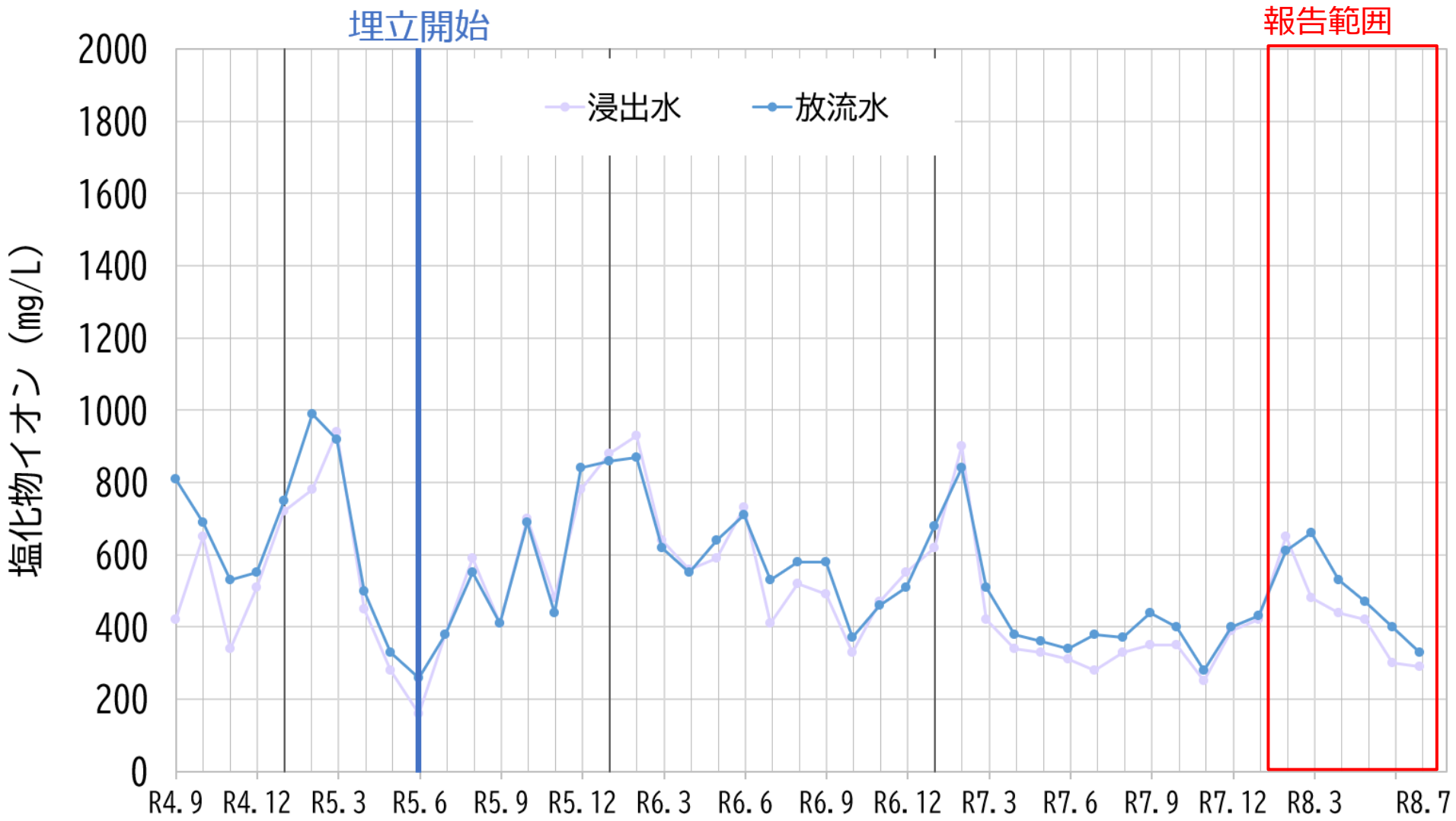
電気伝導率（EC）の測定結果について、前回の報告以降も過去の変動範囲内で特段の異常はありません。



（余白）

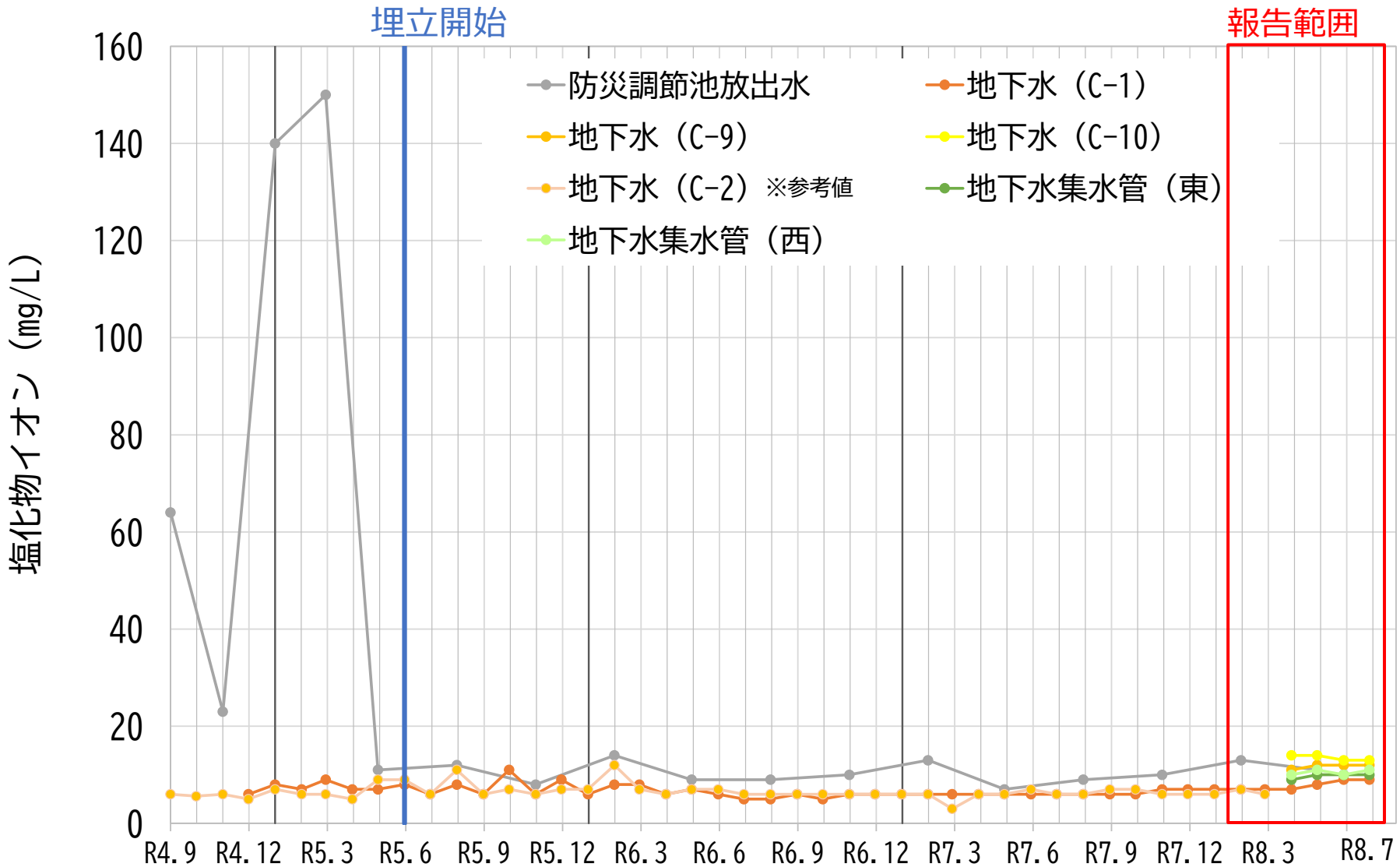
塩化物イオン（測定結果①）　※浸出水、放流水

塩化物イオン濃度の測定結果について、前回の報告以降も過去の変動範囲内で特段の異常はありません。



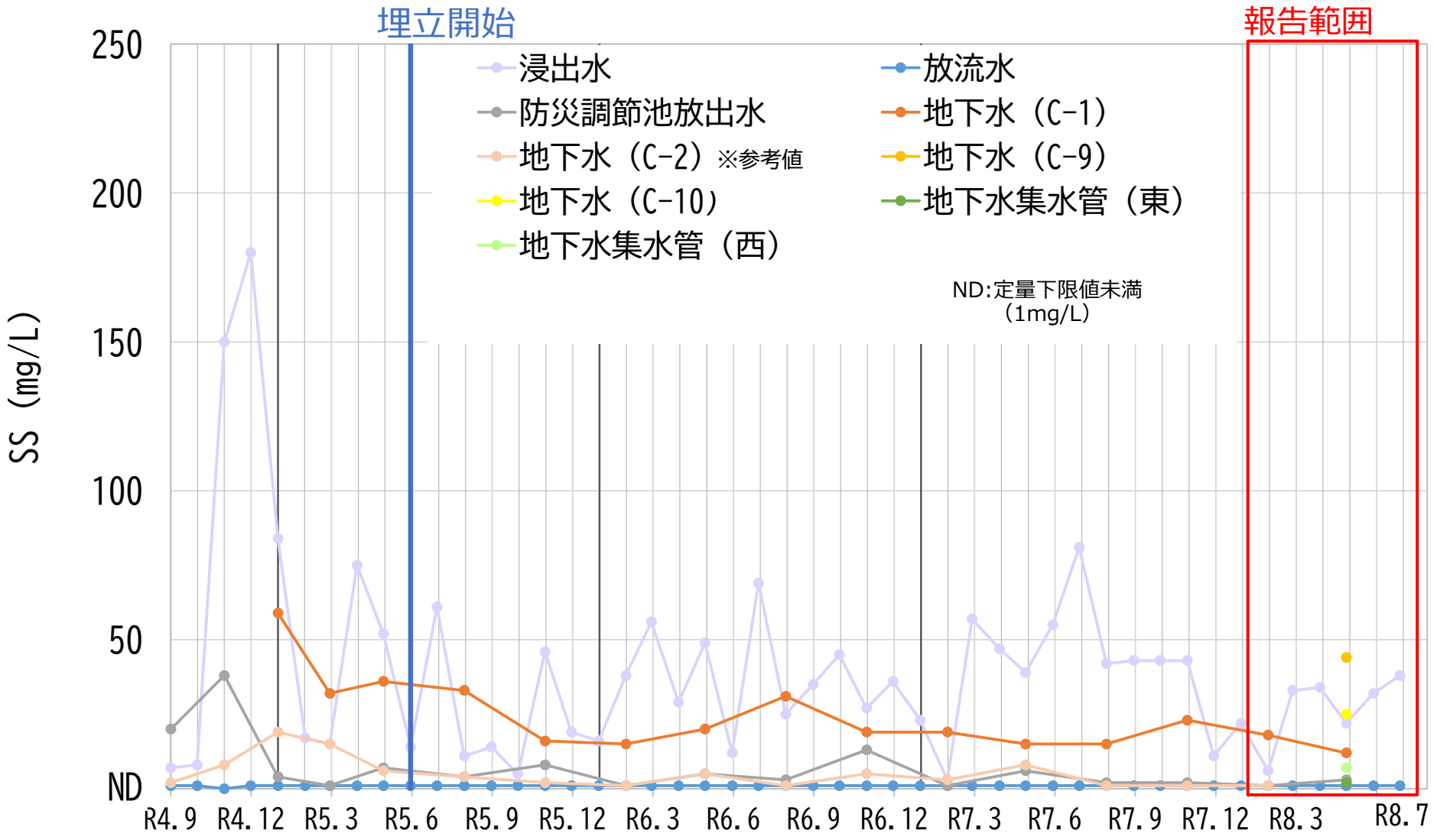
塩化物イオン（測定結果②） ※防災調節地放出水、地下水

塩化物イオン濃度の測定結果について、前回の報告以降も過去の変動範囲内で特段の異常はありません。



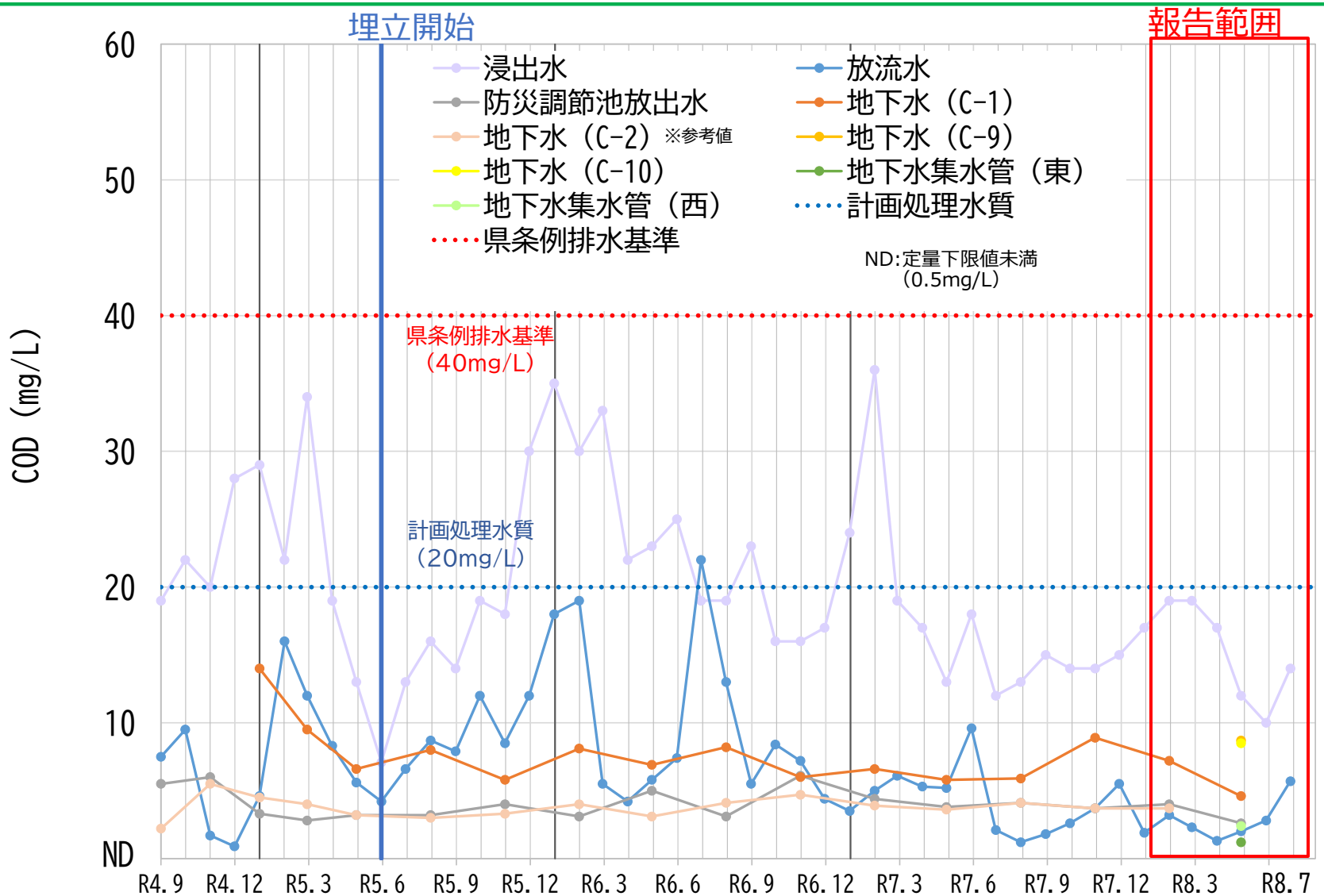
浮遊物質量（測定結果）

浮遊物質量（SS）の測定結果について、前回の報告以降も過去の変動範囲内で特段の異常はありません。



化学的酸素要求量（測定結果）

化学的酸素要求量（COD）の測定結果について、前回の報告以降も過去の変動範囲内で特段の異常はありません。



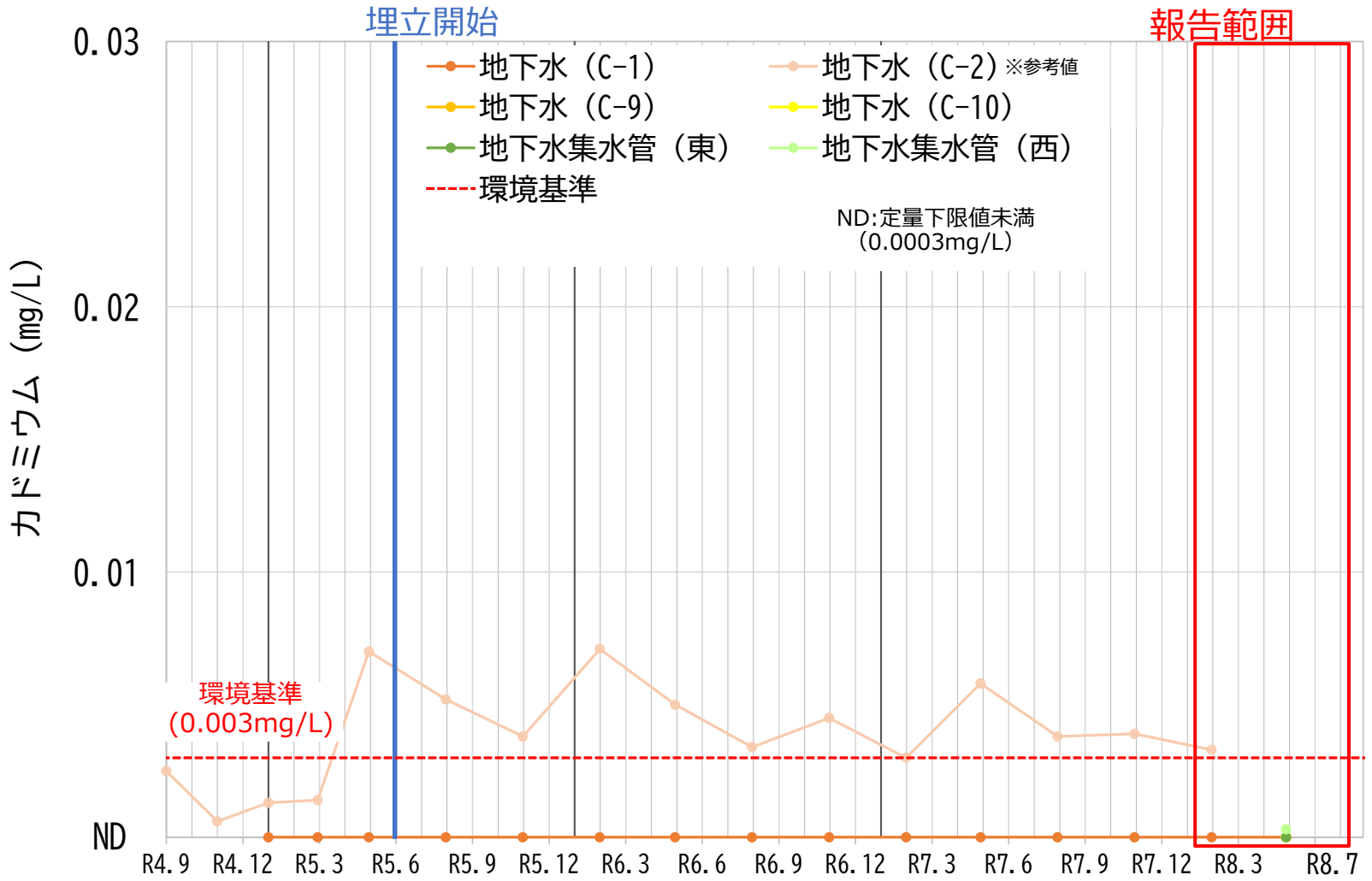
その他項目の測定

- これまで取り上げた項目以外で特筆すべき測定項目として、地下水におけるカドミウム・ふっ素、河川水におけるふっ素・ほう素があります。これらは次ページ以降で結果をお示ししています。

- 水質以外（粉じん、悪臭、騒音振動）の測定結果は、参考資料をご参照ください。

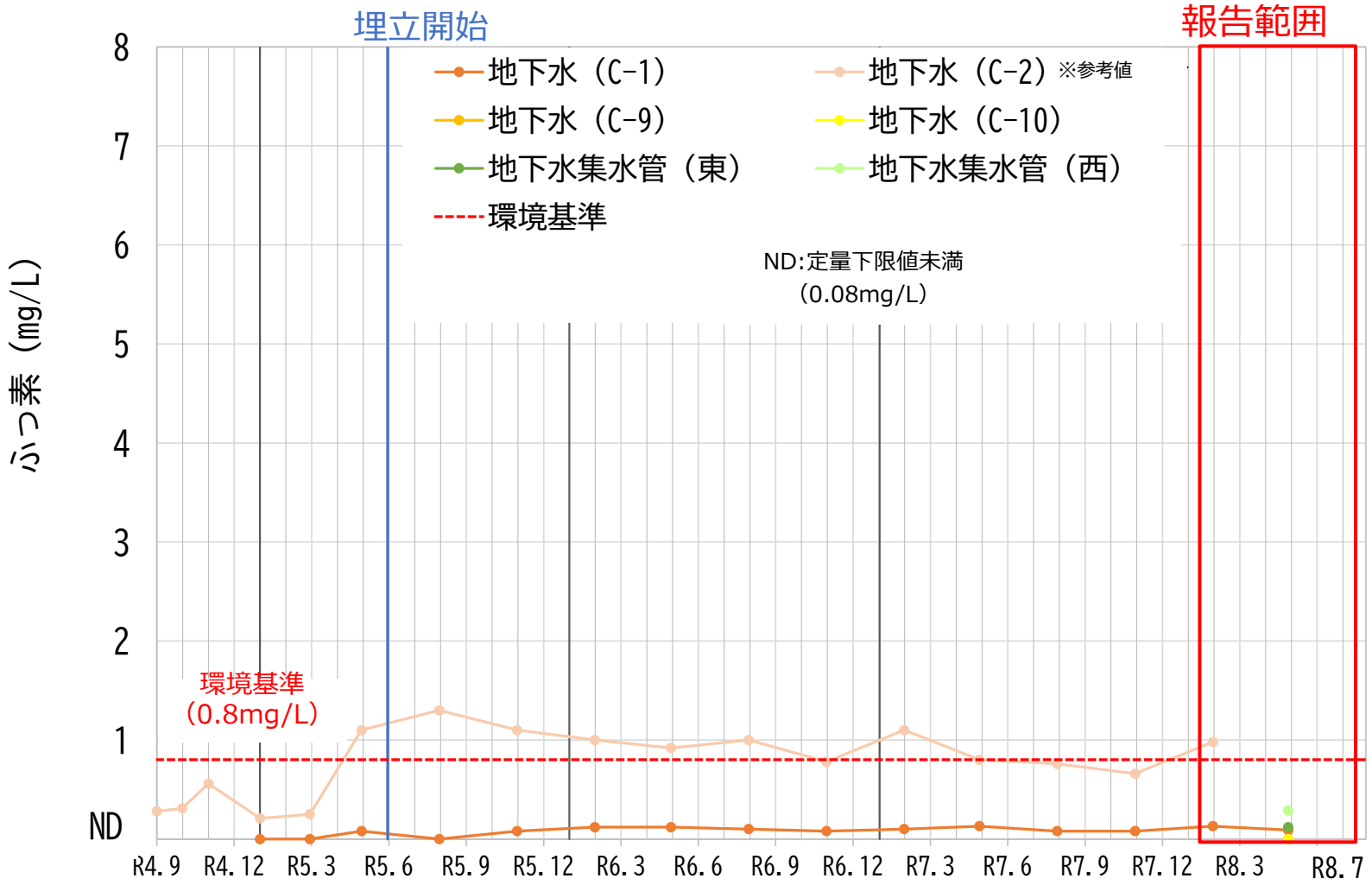
地下水水質 カドミウム（測定結果）

- 地下水におけるカドミウムの測定結果について、前回の報告以降、令和８年３月まで環境モニタリング実施地点としていた地下水（C-2）を除き、基準超過はありませんでした。



地下水水質 ふっ素（測定結果）

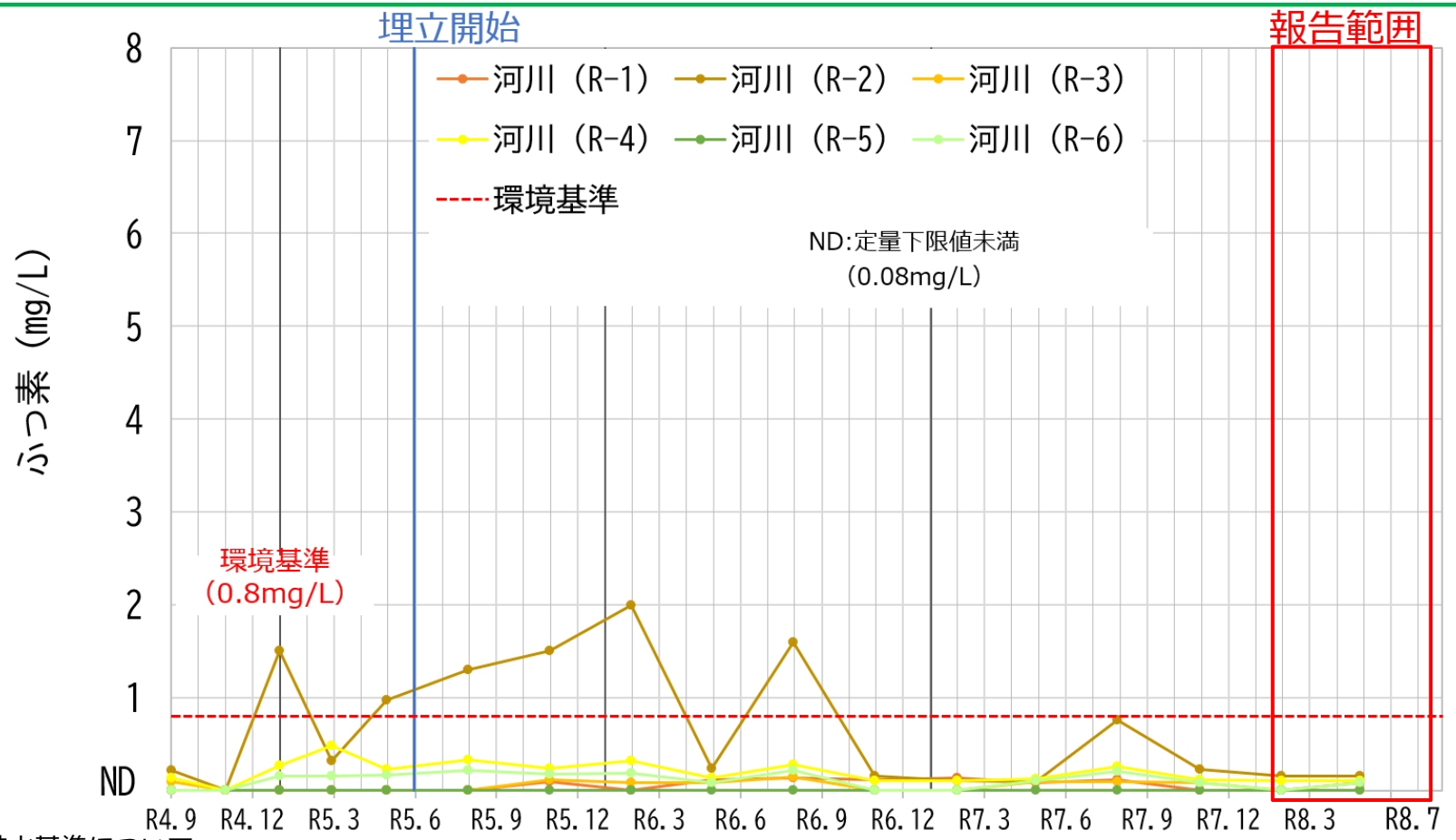
- 地下水におけるふっ素の測定結果について、前回の報告以降、令和８年３月まで環境モニタリング実施地点としていた地下水（C-2）を除き、基準超過はありませんでした。



河川水水質 ふっ素（測定結果）

- 河川水採水地点のR-2地点では、埋立開始前より、ふっ素が環境基準を超過する場合が確認されていますが、前回報告以降も基準超過はありませんでした。
- R-2地点は河川水流量が少なく、希釈効果を十分得られていないと考えられます。

※クリーンセンターふたばからの放流水は排水基準（ふっ素：８mg/L）を満たした上で放流しています。

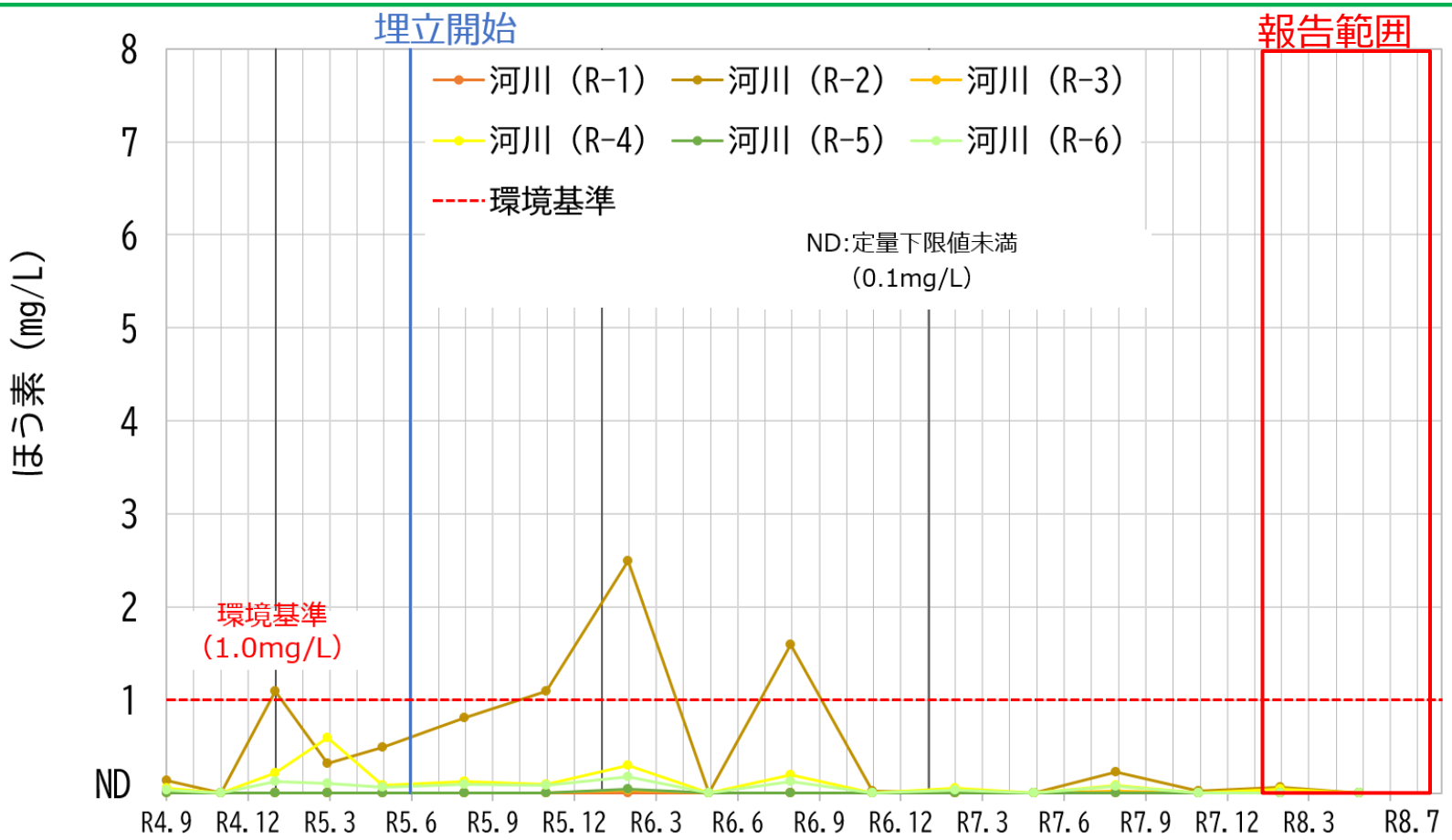


※環境基準と排水基準について
環境基準：人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準です。許容限度ではなく行政上の政策目標にあたります。
排水基準：廃棄物処理施設から公共用水域に放流される水に課され、遵守義務のある規制基準です。

河川水水質 ほう素（測定結果）

- 河川水採水地点のR-2地点では、埋立開始前より、ほう素が環境基準を超過する場合が確認されていますが、前回報告以降も基準超過はありませんでした。
- R-2地点は河川水流量が少なく、希釈効果を十分得られていないと考えられます。

※クリーンセンターふたばからの放流水は排水基準（ほう素：10mg/L）を満たした上で放流しています。



※環境基準と排水基準について
環境基準：人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準です。許容限度ではなく行政上の政策目標にあたります。
排水基準：廃棄物処理施設から公共用水域に放流される水に課され、遵守義務のある規制基準です。

（参考）調査位置：環境モニタリング



★	空間線量率（定期モニタリング）	□	地下水水質	●	悪臭
★	空間線量率（モニタリングポスト）	■	浸出水水質	●	騒音振動
◆	大気中放射能濃度（γ線）	■	放流水水質	◆	粉じん（ダイオキシン類）
◆	大気中放射能濃度（α/β線連続測定）	■	防災調節池放出水水質		

※環境モニタリング（地下水）実施地点は、令和８年４月から、C-1、C-9、C-10（上流側）及び地下水集排水管（東・西）（下流側）に変更しました。

（参考）調査位置：河川水水質

